

【(仮称) 蒲生学園】資料7 設計業務対象施設に係る要件

(1) 全体配置・動線

① 前提条件

- (a) 現蒲生小学校屋内運動場（以下、既存屋内運動場）は、改修し小学校用屋内運動場として継続使用する。
- (b) 新校舎等の整備期間中は事業予定地(蒲生)の南側にある既存校舎及び仮設校舎での教育活動を継続している。仮設校舎は本施設の新校舎竣工及び引越し完了後に別事業にて解体を行う。

② 配置・動線計画

- (a) 新校舎は事業予定地(蒲生)の北側に配置し、事業予定地(蒲生)の南側は校庭とする。校庭の一部は事業予定地(蒲生)の南側の既存校舎等を解体・撤去した上で整備することとなるが、新校舎完成後極力速やかに校庭についても全面供用開始できるよう工夫して配置計画・工程計画を行うこと。
- (b) 住宅地内のため、近隣住宅への日影・圧迫感・騒音等の影響に配慮した建物配置とすること。特に住宅が近接する北側・東側に配慮すること。
- (c) 昇降口は児童・生徒の混雑緩和のため分散配置すること。2階配置も可とするが、普通教室へバルコニーから直接出入りすることは不可とする。
- (d) 新校舎と新屋内運動場は別棟、合築のいずれも可とするが、雨天時でも児童・生徒が新校舎と新屋内運動場との間を円滑に行き来できるよう計画すること。
- (e) 既存屋内運動場と新校舎についても、雨天時でも児童・生徒が円滑に行き来できるよう渡り廊下等を整備すること。
- (f) 敷地出入口は、歩行者・車両とも西側道路からのアプローチを主とすること。ただし、児童・生徒の安全に配慮し歩行者用の門と車両用の門は別とすること。
- (g) 屋内運動場（新設、既存とも）は地域開放を想定した配置・動線計画とすること。
- (h) 屋内運動場（新設）は浸水時の避難所利用を想定し、2階以上に設置すること。

(2) 諸室ごとの要件

① 普通教室等

ア 共通

- (a) 学年ごとにまとまりのある配置とし、トイレや手洗い・水飲み場を学年ごとに設けること。なお、年によって各学年の児童数・生徒数にばらつきがあるため、学年配置は固定しない。
- (b) 他学年の通り抜けのない動線計画や吸音による適切な音環境の整備など、オープンスクール方式でも落ち着いた学習環境となるよう配慮すること。

- (c) 学年ごとに1ヶ所（階が分かれる場合は階ごとに1ヶ所）、教師コーナーを設置すること。

イ 普通教室（小学校・中学校）

- (a) 南向きを基本とし良好な採光を確保すること。
- (b) 主動線となる階段は小・中別々のとなるよう配置するなど、体格差等の安全性に配慮しつつ、小中の連携を考慮した学年配置とすること。
- (c) 小学校の普通教室は、オープンスクール方式とし、普通教室に隣接してワークスペースを設けること。普通教室とワークスペースの間は開いて運用するが、更衣等で一時的に仕切れることも可能なように移動間仕切壁を設けること。また、普通教室とワークスペースは一体的な利用を想定しているため、クラスごとに不公平のないよう留意したワークスペース配置とすること。
- (d) 中学校の普通教室は、普通教室とワークスペースの間を閉じて運用する。ただし、オープンスクール方式にも対応可能となるようワークスペースの設置及び普通教室とワークスペースの一体的な利用を想定した間仕切り仕様とすること。原則は閉じて運用するため、普通教室とワークスペースの間の移動間仕切壁は採光・通風に配慮した仕様とすること。
- (e) 普通教室には、黒板、掲示板、児童・生徒用ロッカー、掃除用具入れを設けること。
- (f) 小学校の児童用ロッカーは各教室39人以上とし、ランドセルだけでなく絵具・習字・ピアノカ等の実習道具も適切に収納できる仕様とすること。また、ワークスペースに配置することが可能なように可動ロッカーとすること。
- (g) 中学校の生徒用ロッカーは各教室40人以上とすること。また、小学校の児童用ロッカーと同様に可動ロッカーとすること。
- (h) 小学校の普通教室前面に配置する黒板は低学年の利用も考慮した仕様とすること。
- (i) 各教室内にタブレット端末保管庫用のコンセント及び設置場所を設けること。
- (j) オープンスクール方式でも十分な掲示スペースが確保できるよう工夫すること（教室背面の壁全面を掲示スペースとする、天井に掲示が吊るせる仕様とする、児童用ロッカーの背面を掲示スペースとするなど）。
- (k) 小学校の普通教室には体操着等を掛ける鞆掛けフックをクラス人数分設けること。
- (l) 掃除用具入れは児童・生徒の指挟み事故防止に配慮した位置・仕様とすること。
- (m) 安全面を考慮してベランダを設置すること。ただし、屋外階段と接続する場合は管理扉を設けること。

ウ 少人数指導教室（小学校・中学校）

- (a) 普通教室から利用しやすい位置に配置すること。

- (b) 予備教室としての利用も想定し、普通教室と同様の仕様とすること。

エ ワークスペース（小学校・中学校）

- (a) 本棚やテーブル、ベンチを設置するなど、児童・生徒の学習・交流に寄与する設えを提案すること。
- (b) 普通教室とワークスペースの間及びワークスペース内に移動間仕切壁を設けること。移動間仕切壁は、ワークスペース内に一時的な更衣等のための小部屋を設ける、普通教室内の机の間隔確保のためワークスペース側に普通教室を拡張する、などの運用が可能なレーン配置とすること。また、普通教室とワークスペースの間を閉じた際に入出口となる部分には窓を設けること。移動間仕切壁の配置・利用方法については「【共通】閲覧資料1 ワークスペース参考資料」を参照すること。
- (c) 中学校はワークスペース内に生徒指導等で利用できる小部屋を設けること。

② 特別支援学級

ア 共通

- (a) オープンスクール方式とはしない。刺激に敏感な児童が利用する可能性もあるため、音や臭いの刺激が極力少なくなるよう配慮すること（廊下を他学年が通り抜けられない配置にする、臭いを発する部屋と隣接させない、など）。
- (b) 安全面を考慮してベランダを設置すること。ただし、屋外階段と接続する場合は管理扉を設けること。

イ 特別支援学級（小学校・中学校）

- (a) 南向きを基本とし良好な採光を確保すること。また、小中学校の特別支援学級が交流を図ることができるよう配置すること。
- (b) 1、2階に配置すること。なお、1階に設置することが望ましい。
- (c) 特別支援学級用のトイレ（だれでもトイレ含む）を近傍に設けること。
- (d) 更衣やクールダウンができるよう、カーテン等で仕切られたコーナーを各教室内に設置すること。
- (e) 各教室内に、黒板、掲示板、児童・生徒用ロッカー16人分、障がいの特性に対応した教材を収納するための収納棚、手洗い流し（蛇口2口程度）、掃除用具入れを設けること。なお、掃除用具入れは指挟み防止器具を付ける等、安全に配慮すること。
- (f) 各教室内にタブレット端末保管庫用のコンセント及び設置場所を設けること。
- (g) 体育着などを掛ける鞆掛けフックを24人以上設けること

ウ 通級指導教室（発達障害・情緒障害通級指導教室、難聴・言語障害通級指導教室）

- (a) 教育相談室と隣接させること。

- (b) 室内を防音性能のある壁で3つ（指導部屋、職員執務室、保護者控室）に仕切ること。室内イメージは「【共通】資料2通級指導教室、教育相談室イメージ図」を参照すること。
- (c) 職員執務室にディスプレイ付きの外線電話を設置すること。
- (d) 指導部屋の天井にカメラを設け、保護者控室に指導部屋を確認できるモニター及び録画機器を設けること。
- (e) 保護者控室から指導部屋を確認できるマジックミラーを設けること。
- (f) 指導部屋にホワイトボードを設けること。
- (g) 指導部屋と保護者控室は廊下からそれぞれ直接出入りできる計画とすること。また、指導部屋・職員執務室・保護者控室は相互に直接出入りできる扉を設けること。
- (h) 職員執務室に個人情報を保管できる鍵付きの収納棚を設けること。

③ 特別教室

ア 生活科室

- (a) 1・2年生の普通教室ゾーンに配置すること。
- (b) 普通教室と同様の仕様とすること（黒板、児童用ロッカー等）。

イ 理科室・理科準備室（小学校・中学校）

- (a) 理科室にはガスコック、流し、コンセント付きの実習台を教師用1台及び児童・生徒用8台を設けること。また、黒板、掲示板、教材収納用の収納棚、流し台（蛇口3口程度※実習台の流しとは別）、掃除用具入れを設けること。
- (b) 理科準備室にはコンセント付きの実習台、教材収納用の収納棚、薬品庫、流し台（蛇口2口程度）を設けること。
- (c) 薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面や家具天板の素材及び換気に十分配慮した計画とすること。
- (d) 収納棚は実験器具を適切に収納できるものとし、地震時の器具飛び出し対策を施すこと。
- (e) 教師用及び児童・生徒の実習台は、同時に電源を使うことも想定されることから同時に使ってもブレーカーが落ちにくいよう留意すること。
- (f) すべての窓と扉（廊下側含む）にカーテンだけでなく、暗幕も設置すること。

ウ 音楽室・音楽準備室（小学校・中学校）

- (a) 行事等での屋外楽器の運搬に配慮した計画とすること。
- (b) 音楽室は、良好な音響空間を整備するとともに、近隣や他授業に影響がないよう防音性能を確保すること。
- (c) 音楽室には、黒板、掲示板、楽器収納棚、掃除用具入れを設けること。
- (d) 音楽準備室は、楽器等を十分余裕をもって収納できる収納棚を設けること。特に大型楽器の収納に配慮すること。

エ 図工室・図工準備室

- (a) 図工室は、黒板、掲示板、教師用実習台 1 台、児童用実習台 8 台、流し台（蛇口 8 口程度）、工具や作品・材料の収納棚、掃除用具入れを設けること。
- (b) 作業台は卓上の糸鋸盤 10 台を配置できる大きさとし、壁面に糸鋸盤 10 台用のコンセントを設けること。
- (c) 図工準備室は教材収納用の収納棚、流し台（蛇口 2 口程度。）を設けること。
- (d) 作品の製作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床及び壁仕上げとし、作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。
- (e) 臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。

オ 美術室・美術準備室

- (a) 美術室は黒板、掲示板、教師用実習台 1 台、生徒用実習台 8 台、流し台（蛇口 8 口程度）、工具や作品・材料の収納棚、掃除用具入れを設けること。
- (b) 作品の製作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床及び壁仕上げとし、作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。
- (c) 美術準備室は教材収納用の収納棚、流し台（蛇口 2 口程度。）、電気炉置き場を設けること。

カ 技術室・技術準備室

- (a) 技術室のうち、1 室は木工室、1 室は金工室とする。それぞれの教室内に、黒板、掲示板、教師用実習台 1 台、生徒用実習台 8 台、作業台、流し台（蛇口 8 口程度）、工具や作品・材料の収納棚、掃除用具入れを設けること。
- (b) 作品の製作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床及び壁仕上げとし、作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。
- (c) 臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。
- (d) 技術準備室は教材収納用の収納棚、流し台（蛇口 2 口程度）を設けること。
- (e) 教室内の壁側に、作業台を設けること。
- (f) 壁面に糸のこ盤等の工作機器 10 台用のコンセントを設けること。

キ 家庭科室・家庭科準備室（小学校・中学校）

- (a) 小学校の家庭科室は調理・被服兼用とし、ホワイトボード、掲示板、流し・コンロ・コンセント付きの実習台を教師用 1 台、児童用 8 台、収納棚、掃除用具入れを設けること。実習台の流し及びコンロは蓋つきとすること。
- (b) 中学校の家庭科室は 1 室を調理室、もう 1 室を被服室とし、ホワイトボード、掲示板、実習台を教師用 1 台、生徒用 8 台（調理室はコンロ・コンセント付き）、収納棚、掃除用具入れを設けること。調理室実習台の流し及びコンロは蓋つきとすること。
- (c) 収納棚は食器や調理器具、包丁・まな板殺菌庫、裁縫用の材料等を適切に収納できるものとし、地震時の器具飛び出し対策を施すこと。
- (d) 衛生面に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床及び壁仕上げとすること。

- (e) 家庭科室内（小学校家庭科室及び中学校調理室）に洗濯機置き場及び冷蔵庫置き場、家庭科準備室内に教材収納用の収納棚、流し台（蛇口 2 口程度）、冷蔵庫置き場を設けること。
- (f) 小学校家庭科室及び中学校被服室は 1 室でミシン 20 台及びアイロン 10 台が同時利用可能な計画とすること。また、ミシン・アイロンの収納スペースを設けること。
- (g) 教師用及び児童・生徒の実習台は、同時に電源を使うことも想定されることから同時に使ってもブレーカーが落ちないように留意すること。

ク 図書室

- (a) どの学年の児童・生徒も使いやすい位置に配置すること。また、小中がともに利用する交流拠点として学校の中心的位置に配置すること。
- (b) 複数人でのグループ学習や個人での静かな読書など、様々な利用形態を想定した閲覧スペースを計画すること。
- (c) 図書室は掲示板、書架、閲覧机 1 クラス分、キャレルデスク 4 台、図書カウンター、掃除用具入れを設けること。また、読書のためのベンチや床座スペースなどを適宜設けること。
- (d) 図書室内に書籍の整理等を行うための図書準備室を設けること。図書準備室は書架及び収納棚を設けること。
- (e) 書架は蔵書 30,000 冊を収蔵できる計画とすること。書棚は地震発生時の転倒や書籍の飛び出し防止等、適切に耐震対策を施すこと。
- (f) 授業での利用も想定し、閲覧机はまとめて配置すること。
- (g) 図書室内は小中のエリア区分をし、図書室全体を見渡せるよう中心付近に図書カウンター設けること。
- (h) 図書準備室から図書室内の様子が視認できるよう、図書準備室と図書室の間には窓を設けること。また、死角ができないよう留意した書架配置とすること。
- (i) 図書室周辺の廊下に掲示や書架展示スペースを設けるなど、児童・生徒が図書に親しめるよう工夫すること。
- (j) 書籍の保護のため、湿気や日焼けに配慮すること。

ケ PC 室・PC 準備室

- (a) 各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとすること。なお、カーペットは不可とする。
- (b) 教師用 PC 1 台、児童生徒用 PC40 台以上、プリンター 2 台の同時利用が可能な計画とすること。また、サーバー置き場を設けること。
- (c) 調べ学習のため図書室と容易に行き来できる計画とすること。ただし、図書室、PC 室を別の授業で同時利用する際は部屋を仕切ることが可能なようにすること。

- (d) PC室はホワイトボード、教師用机1台、児童・生徒用机・椅子（40人分）、掃除用具入れ、収納棚を設けること。
- (e) PC準備室は教材収納のための収納棚を設けること。
- (f) カーテンは遮光カーテンとする
- (g) 机は配線等ケーブルを通す穴あき仕様とすること。
- (h) 天井は天吊り仕様のプロジェクターを設置できるよう下地を設けること。

コ 多目的室

- (a) どの学年からも利用しやすい位置に配置すること。また、小中がともに利用する交流拠点として学校の中心的位置に配置すること。
- (b) 学年集会や小中での交流行事等、多目的な利用が可能なように、活動の妨げとなる独立柱や床段差は設けない計画とすること。
- (c) 避難安全性や行事時のスムーズな入退室のため、廊下への出入口は複数設けること。

サ 生徒会室

- (a) 中学生が利用するため、中学校の普通教室近傍に配置することが望ましい。
- (b) 生徒会室は黒板、収納棚、掃除用具入れを設けること。

シ 和室

- (a) 日本文化部（中学校）が使用する。音が出る部屋（音楽室等）とは離して配置すること。
- (b) 茶道教室が実施できるように炉を切り、水屋を設けること。
- (c) 窓には障子を設けること。
- (d) 床の間、押入、茶道具収納のための物入を設けること。また、箆が20面収納できるスペースがあると望ましい。
- (e) 玄関（上框、10人程度分の下足入含む）を設けること。

④ 管理諸室

ア 共通

- (a) 教職員が管理、来訪者対応、資料整理等を行うに当たり、各諸室を効率的に移動できるよう配慮して計画すること。
- (b) 校舎内外への視認性を確保するとともに、必要に応じてプライバシーにも適切に配慮した計画とすること。
- (c) 原則として小中別々に設けるが、連携が容易なように小中の管理諸室は隣接して配置すること。

イ 職員室（小学校・中学校）

- (a) 小中別に設ける。ただし、小中の職員室は隣接させること。

- (b) 1階に配置し、校庭や外部からの来校動線部分、児童の登下校の様子等を見通すことができ、校内各所に迅速かつ便利に移動できるよう、その配置及び動線に配慮すること。
- (c) 児童・生徒とのコミュニケーションが促されるよう、相談や談話等を行うことができる空間を室内もしくは周辺に確保することが望ましい。
- (d) 校内集中管理ができる総合盤を小中それぞれの職員室に設置すること。
- (e) 各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとすること。
- (f) 各職員室は行事予定記入用のホワイトボード、掲示板、各教師用の収納棚、共用の収納棚、洗面台、掃除用具入れを設けること。
- (g) 職員室から校舎内へ簡易放送が可能な計画とすること。

ウ 校長室（小学校・中学校）

- (a) 小中別に設けること。
- (b) それぞれの職員室（小学校職員室から小学校校長室へ、中学校職員室から中学校校長室へ）及び廊下から直接出入りできる計画とすること。
- (c) 内装仕上げや家具は格調高い雰囲気となるよう配慮して選定すること。
- (d) 各校長室は行事予定記入用のホワイトボード、コート掛け・鏡付きの収納棚、その他備品を収納するための収納棚、洗面台を設けること。なお、洗面台は扉を設け、収納棚と連続した意匠とすること。
- (e) 額装を掲示できるよう壁面にピクチャーレールを設置すること。
- (f) 耐火金庫（小学校2台、中学校1台）、耐火書庫（小学校2台、中学校2台）の置き場を設けること。

エ 事務室（小学校・中学校）

- (a) 小中別に設けること。
- (b) 1階に配置し、小中どちらかの事務室は職員・来客玄関に隣接させ、玄関側に来訪者用カウンターを設けること。また、職員室近傍に配置すること。
- (c) 各事務室は行事予定記入用のホワイトボード、収納棚、掃除用具入れ、洗面台を設けること。

オ 印刷室

- (a) 職員室から利用しやすい位置に配置すること。
- (b) 印刷室はコピー機4台、シュレッダー1台、裁断機1台、軽印刷機2台、拡大機1台を設置できるスペース及びコンセントを設けること。また、作業机、用紙保管用のラックを設けること。また、複合機は、職員室に設けること。

カ 給湯室

- (a) 職員室、校長室及び事務室から利用しやすい位置に配置すること。
- (b) 職員室と一体とすることも可とするが、廊下から直接出入りできない位置に給湯室を配置した場合は事務室にもミニキッチンを設置すること。また、職員室と一体とする場合は、小中それぞれの職員室内に設けること。

- (c) 給湯室には食器棚、ミニキッチンを設け、冷蔵庫置き場を2台分設けること。
また、給湯設備は電気温水式とすること。

キ 放送室

- (a) 校庭が視認でき、職員室から管理しやすい位置（職員室近傍が望ましい）に配置すること。
- (b) 校内各所に音声を放送できるように計画すること。
- (c) 防音性・吸音性に配慮すること。
- (d) 放送室は放送卓、掲示板、収納棚、掃除用具入れを設けること。

ク 会議室

- (a) 職員室、校長室及び事務室との動線が短くなるように同フロアもしくは直上階に配置すること。
- (b) 会議室はホワイトボード、収納棚、掃除用具入れを設けること。

ケ 教育相談室

- (a) プライバシーに配慮した配置とし、玄関の近傍に配置することが望ましい。
- (b) 通級指導教室及び特別支援学級と同フロアとし、通級指導教室と隣接した配置とすること。
- (c) 教室相談室内に防音設備で仕切られた保護者相談部屋を設けること。保護者相談部屋には出入口を2カ所設けること。また、保護者相談部屋にはディスプレイ付きの外線電話を設けること。
- (d) 教育相談室内（保護者相談部屋除く）は移動間仕切壁を設けること。移動間仕切壁の配置は保護者相談部屋含め一室が均等に4分割となるようにすること。室内イメージは「【共通】通級指導教室、教育相談室イメージ図」を参照すること。
- (e) 教育相談室内にホワイトボード、掲示板、生徒用ロッカー16人分、掃除用具入れを設けること。
- (f) 個人情報を受納できる鍵のかかる収納棚を保護者相談部屋に設けること。
- (g) 鞆掛けフックを16人分設けること。

コ 保健室（小学校・中学校）

- (a) 小中別に設けること。
- (b) 急な怪我人や病人に対応できるよう、1階に配置すること。また、校庭等から直接出入りができ、救急車による搬送等の緊急対応（ストレッチャーでの移動等）がスムーズに行えるよう配慮すること。
- (c) 近傍にだれでもトイレ及びシャワー室を設置すること。
- (d) 各保健室はホワイトボード、掲示板、ベッド3セット、収納庫（布団収納等）、備品用の収納棚、担架用の収納棚、ミニキッチン、洗面台、冷蔵庫1台及び

洗濯機 1 台を設置すること。また、洗濯物及び布団干し場についても考慮すること。また、給湯設備は電気温水式とすること。

- (e) ベッド部分はそれぞれカーテンで仕切ること。
- (f) 外部出入り口付近には、足洗い場を設けること。

サ 職員更衣・休憩室（男女）

- (a) 小中別、男女別に設け、職員室の近傍に配置すること。
- (b) 更衣スペースと休憩スペースはカーテン等で仕切られるようにすること。
- (c) 扉の開閉時に内部が見えないよう出入口にカーテンを設置すること。
- (d) 小中学校職員 100 人分のロッカーが設置できるよう 4 室設けること。なお、男女比率が小中で異なるため柔軟な運用ができるよう 4 室はそれぞれ面積の異なる部屋とすること。
- (e) 各職員更衣・休憩室に洗面台を設けること。

シ 校務主事室（小学校・中学校）

- (a) 小中別に設けること。
- (b) 1 階に配置し、校舎内外への出入り口を設けること。
- (c) 室内に壁で仕切られた 3 畳程度の畳部屋を設けること。
- (d) ホワイトボード、収納棚、更衣ロッカー、掃除用具入れを設けること。

ス 教材室、倉庫

- (a) 教材室は各学年の教師コーナーに隣接して設けること。また、普通教室のない階にも各 1 ヶ所設けること。
- (b) 倉庫は校務主事室近傍に設けること。
- (c) 各教材室及び倉庫には収納棚を設けること。
- (d) 収納物の出し入れが容易なように 2 ヶ所出入口があることが望ましい。

セ 防災備蓄倉庫

- (a) 浸水対策のため 2 階以上に配置するものとし、屋内運動場に隣接し直接出入りできるようにすること。また、物資の移動が容易なように階段・エレベータの近傍に配置すること。
- (b) 防災備品や備蓄品が収納できる収納棚を設けること。なお、収納予定の備蓄品及び収納棚は「【(仮称) 蒲生学園】資料 17 防災備蓄倉庫収納品（参考）」に示す現蒲生小・現蒲生 2 小の収納品を参考とすること。

ソ 地域談話室（小学校・中学校）

- (a) 小中別に設けること。
- (b) 職員・来客玄関または開放玄関に隣接して設けること。
- (c) 地域談話室には掃除用具入れを設けること。

タ 配膳室、コンテナ室（小学校・中学校）

- (a) 1階に配膳室、普通教室のある階にコンテナ室を設けること。なお、配膳室は内部で小学校エリアと中学校エリアに分け、それぞれ廊下との出入口を設けること。各階のコンテナ室は小中別とする。
- (b) 配膳室は屋外から直接出入りできる計画とすること。屋外出入口は給食コンテナ用の出入口と作業員用の出入口の2ヶ所を設けること。給食コンテナ用の出入口には配送車から給食コンテナを出し入れするプラットフォームを設けること。
- (c) プラットフォーム付近で路盤を傾斜させる場合は雨水排水に配慮するとともに、路盤凍結も考慮して急勾配とならないよう計画すること。プラットフォームには給食配送車が無理なく出入できること。
- (d) 配送車及び給食コンテナの詳細は「【共通】資料3 給食配膳関連資料」を参照すること。
- (e) 給食コンテナ用の出入口は電動シャッターとし、停電時は手動で開閉できる仕様とすること。また、出入口には給食コンテナの落下防止チェーン及び殺虫器を設置すること。なお、殺虫器は室内に虫が落下しない仕様とすること。
- (f) 配膳室は掲示板、牛乳保冷庫（小学校用、中学校用）、パン等の食缶用のラック、流し台、掃除用具入れを設けること。また、牛乳保冷庫の排水経路を適切に確保すること（室内に開放しないこと）。
- (g) 各コンテナ室には食缶用のラック、手洗い器を設けること。
- (h) 配膳室及びコンテナ室と廊下との出入口はシャッターとして広い間口を確保し、シャッター以外に鍵付きの扉を設けること。
- (i) 配膳室及びコンテナ室内の壁は給食コンテナの衝突に配慮しキックガードなどを適切な高さに設けること。
- (j) 空調設備・温度、湿度計を設置し、温度・湿度を適切に管理できるようにすること。

⑤ 共用部

ア 児童・生徒用トイレ

- (a) トイレは乾式とし、男女別に設け、学年ごとに1ヶ所以上設けること。また、特別教室用、アリーナ用のトイレを普通教室用とは別に設けること。
- (b) 小中両方の児童・生徒の利用が想定されるトイレは洗面器や鏡の高さに留意すること。
- (c) 大便器は洋式と和式を設けること。なお、和式便器は、各階男女トイレに1ヶ所設けること。
- (d) 器具数は「空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S206-2019 給排水衛生設備規準・同解説 技術要項・同解説」の学校用途、待ち時間の評価尺度レベル1の適

正器具数を最低限とし、適正な器具数を確保すること。なお、器具数算定に当たってはトイレごとに利用するクラスの児童・生徒数を対象とすること。なお、だれでもトイレは当該器具数に含まない。また、洗面器は廊下の流し台と兼用しないこと。

- (e) トイレは児童・生徒の憩いの場と捉え、明るく清潔感のある空間とし、ゆとりある計画とすること。
- (f) 各洗面器前に鏡を設けること。また、各トイレに姿見を設けること。
- (g) 各トイレに清掃用具置き場（掃除用流し、掃除用フック、棚板付き）を設けること。原則は男女別とする。スペースの関係で男女共用とする場合は廊下から直接利用できる位置に配置すること。
- (h) 屋内運動場用のトイレは、屋内運動場を地域開放や避難所利用した場合の動線・管理区分に配慮した配置とすること。

イ 職員・来客用トイレ

- (a) トイレは乾式とし、男女別に設け、職員室近傍に設置すること。
- (b) 大便器は全て洋式とし、暖房・洗浄機能付き便座とすること。女性用トイレには擬音装置を設けること。
- (c) 器具数は児童と同様の算定方法とし、対象は全職員数とする。
- (d) 清掃用具置き場（掃除用流し付き）は男女共用とし廊下から直接利用できる位置に配置すること。

ウ だれでもトイレ

- (a) トイレは乾式とし、車いす利用やLGBTに配慮し、各学年の普通教室用トイレ、特別支援学級用トイレ、特別教室用トイレ、屋内運動場用トイレ及び職員・来客トイレの近傍にそれぞれ1ヶ所以上設置する。なお、オストメイト対応のだれでもトイレは各階1ヶ所、オストメイトかつベビーベッド・ベビーチェア対応のだれでもトイレは屋内運動場近傍及び職員・来客トイレ近傍の2ヶ所に設置すること。

エ 昇降口、職員・来客玄関、開放玄関

- (a) 全ての利用者は、昇降口・玄関部分で外履きから内履きに履き替えるものとし、利用人数相当の靴箱を適切に設けること。なお、職員・来客用の靴箱は扉付きとする。
- (b) 全ての昇降口・玄関に庇を設けること。
- (c) 児童・生徒は昇降口を利用し、児童・生徒以外の利用者は玄関を利用する計画とすること。各玄関位置は動線計画に合わせて適切に設置すること（開放玄関と職員・来客玄関を兼用することも可）。
- (d) 昇降口は児童・生徒の混雑を考慮し余裕のあるスペースを確保すること。
- (e) 昇降口は風雨や砂の吹込みに配慮して計画すること。昇降口の扉は日中常時開放されていると考え、特に校庭の砂の吹込みに配慮すること。

- (f) 昇降口及び玄関にはスロープを設け、車椅子での移動に対応できるようにすること。
- (g) 各昇降口付近には屋外の水場（手洗い用流し3口、足洗い用流し口1口程度）を設けること。

オ 廊下・階段

- (a) 採光や通風に配慮して窓を適切に配置すること。階段などが直接外部に面しない場合は天窗や吹抜けを設けるなど、校舎全体が明るい雰囲気となるよう計画すること。特に特別教室や管理諸室周辺は廊下側の開口部を閉め切っているため、廊下の採光・通風に配慮すること。
- (b) 床仕上げは中央で色の貼り分け（ライン等）を行うこと。
- (c) 廊下の角や階段の踊り場付近は見通しを確保するなど、児童・生徒の安全性に配慮すること。
- (d) 普通教室の近傍に鏡付きの手洗い・水飲み場を設けること（小学校は学年ごとに手洗い用流し12口、うち最低1ヶ所は車いす対応、バケツ用流し2口程度、中学校は学年ごとに手洗い用流し16口（うち最低1ヶ所は車いす対応、バケツ用流し2口程度）。なお、手洗い・水飲み場は廊下の主動線とは分離することが望ましい。また、順番待ちのスペースにも配慮すること。
- (e) 手洗い周辺の床仕上げは防滑性に配慮して選定すること。

カ エレベータ（EV）

- (a) バリアフリー対応用と給食搬出入用を兼用とする。
- (b) 給食コンテナの搬出入のため、EV扉は1m程度の有効幅員を確保すること。
- (c) 扉周辺やかご内は給食コンテナの衝突に配慮した仕様とすること。
- (d) かご内は給食コンテナと人員が余裕を持って乗れること。

キ その他

- (a) 天体観察、写生等に利用できる屋上スペースを確保すること。なお、安全のため児童・生徒が利用する屋上スペースには柵を設置すること。
- (b) 学校の歴史を展示するレガシーコーナーを設けること。
- (c) 校内各所に児童・生徒の交流スペースとなるベンチ等を設けること。ベンチ等の児童が落ち着ける空間は普通教室近傍に設けることが望ましい。また、階段下等のデッドスペースを有効活用すること。

⑥ 運動施設

ア 屋内運動場（中学校）

a アリーナ

- (a) 中学生用運動施設とするが、式典では小中ともに利用するため、小学生にも使いやすい位置に配置すること。

- (b) 小学校の全校集会（最大 31 クラス）が可能な規模とすること。
 - (c) 中学生用のサブバスケットコート 2 面、メインバスケットコート 1 面（公式サイズ）、バレーボールコート 2 面、バドミントンコート 3 面を設けること。なお、バスケットゴールは極力固定とすることが望ましい。
 - (d) 避難安全性や行事時のスムーズな入退室のため、廊下への出入口は複数方向に設けること。また、児童・生徒の主動線となる廊下には 2ヶ所以上の出入口を設けることが望ましい。廊下への出入口は両引き分け戸を基本とし、広い間口を確保すること。なお、避難経路は四方に設けることが望ましい（屋外階段も可）。
 - (e) 壁や柱には緩衝材を設けるなど、児童・生徒の衝突等による怪我を防止するよう配慮すること。また、建具のガラス面、器具（スピーカーや消火器、空調機等を含む。）等については、防護柵を設けるなど、ボール等の衝突による破損を防止するよう配慮すること。
 - (f) キャットウォークやステージ、廊下等への飛球を防ぐため、アリーナ外周に防球ネットを設置すること。また、コートを別競技で同時利用するため、セパレーターネットを設けること。
 - (g) アリーナの天井高は、床面から 10m 以上（梁型が露出の場合には、床面から梁下端までの高さ）を確保すること。
 - (h) アリーナは、競技に適した採光、通風及び換気に配慮すること。特に、アリーナ面においても十分な通風が得られるよう、自然換気に配慮した計画とすること。アリーナには空調を設けることとするが、中間期は空調を使用せずに快適な運動環境が得られることが望ましい。
 - (i) アリーナ照明は調光機能付きとすること。
- b ステージ
- (a) アリーナの短手側に設けること。
 - (b) ステージ照明は、必要に応じた照度及び演色性を得ることができる照明設備とすること。
 - (c) ステージ下にパイプ椅子 1000 脚を収納できるよう計画すること。
 - (d) ステージには、照明バトン 1 列、美術バトン 1 列、スクリーン及び電源コンセントを設けること。
 - (e) 緞帳、スクリーン等については、手動式で計画すること。
 - (f) ステージ階段は固定とし、ステージの両側に設けること。また車いす利用者がステージに上がることができる昇降機を設けること。
- c 器具庫
- (a) アリーナから直接備品を出し入れできる配置とすること。分散配置することも可とする。

- (b) 大型備品の出し入れも容易にできるよう、扉の間口は広く確保すること。また、扉は複数個所設けることが望ましい。
- (c) 器具庫には器具収納用の棚、掃除用具入れを設けること。
- d 放送機器室
 - (a) アリーナ及びステージが視認できる配置とすること。
 - e 更衣室
 - (a) 屋内運動場利用者用とし、屋内運動場を地域開放や避難所利用した場合の動線・管理区分にも配慮した配置とすること。
 - (b) 男女別に設けること。
 - (c) 扉の開閉時に内部が見えないよう出入口にカーテンを設置すること。
 - (d) 室内に棚を男女各 20 人分設けること。

イ 柔剣道場等

- a 柔剣道場
 - (a) 天井高は、床面から 4 m 以上（梁型が露出の場合には、床面から梁下端までの高さ）確保すること。
 - (b) 自然採光、通風及び換気に配慮すること。柔剣道場には空調を設けることとするが、中間期は空調を使用せずに快適な運動環境が得られることが望ましい。
 - (c) 出入口付近に靴の履き替えスペース及び靴箱を設けること。
- b 器具庫
 - (a) 柔剣道場から直接備品を出し入れできる配置とすること。
 - (b) 器具庫には器具収納用の棚、掃除用具入れを設けること。

ウ プール

- a プール・プールサイド
 - (a) プールは利用期間を長く確保するため屋内型（25m×6 コース）とし、温水プールとすること。夏季に水温が上がりすぎることを防ぐため、ガラス屋根は不可とする（開閉の場合も不可）。
 - (b) 小中兼用で使用するため、可動床とすること。なお、プール授業のない期間は屋内運動施設として利用するため、人工芝マットも付属すること。中学生が軽運動できる強度とすること。
 - (c) プールサイドへのバリアフリー動線を確保すること。なお、車いす利用者のプール利用は想定していないため、プールのスロープ設置は不要とする。
 - (d) プールサイドは児童・生徒の整列・準備運動等の活動を考慮し、余裕のあるスペースを確保すること。
 - (e) プールサイドには手洗い流し（蛇口 8 口）、3 クラス分のタオル掛け、及びコースロープの収納スペースを設けること。

- (f) 自然採光、通風及び換気に配慮すること。プールには空調を設けることとするが、中間期は空調を使用せずに快適な運動環境が得られることが望ましい。なお、窓には近隣からの目隠し対策を講じること。
- b シャワー
 - (a) 更衣室からプールサイドへの動線上に設けること。シャワーの同時利用は5人程度とし、スムーズにクラス全員が利用できるよう配慮した計画とすること。
- c トイレ
 - (a) プール利用者専用のトイレとし、男女別に設ける。更衣室内もしくはプールサイドから直接出入りできる計画とすること。
 - (b) 女子は大便秘器2個、洗面器2個、男子は大便秘器1個、小便器2個、洗面器2個とする。
- d 更衣室
 - (a) 男女別に設ける。各更衣室に40人分の棚を設けること。
 - (b) 扉の開閉時に内部が見えないよう出入口にカーテンを設置すること（廊下側、プールサイド側とも）。
 - (c) 更衣室前（廊下側）には2クラス分の靴の履き替えスペース及び靴箱を設けること。
- e 器具庫
 - (a) プールサイドから直接備品を出し入れできる配置とすること。
 - (b) 掃除用流しを設置すること。
 - (c) 屋内運動施設として利用する際の人工芝マット等を収納できること。

⑦ 学童保育室

ア 共通

- (a) 1階に配置し、屋外から直接出入りできる計画とすること。車での迎えを考慮し駐車場近傍に出入口を設けること。
- (b) 定員230名を想定している。

イ 保育室

- (a) 部屋を4分割できるように移動間仕切壁等を設けること。4分割した際に学校側の廊下へ通じる扉をそれぞれ設けること。
- (b) 230名分のロッカー（内寸横39cm×高さ30cm×奥行45cm程度のロッカーと道具入れとして内寸横39cm×高さ15cm×奥行35cm程度の物入スペース）を設けること（1分割につき60名分程度）。
- (c) 4分割した部屋それぞれに、おもちゃや本を収納できる収納棚をそれぞれに設けること。

- (d) 掲示板、流し台（蛇口 6 口程度）2 ヶ所、掃除用具入れを玄関に近い位置に設置すること。
- (e) クッション性及び底冷え対策を考慮した床仕様とすること。

ウ 給湯室

- (a) 保育室から直接出入りできる計画とし、おやつ等の準備をしながら保育室内が見渡せる計画とすること。
- (b) 給湯室は食器棚、おやつ収納棚、IH コンロのミニキッチン（間口 150 cm×奥行 50 cm程度）を 2 ヶ所設け、1 ヶ所の広さは 12 m²程度とすること。

エ 保健室

- (a) 保育室から直接出入りできる計画とすること。
- (b) 具合が悪い児童がいた場合の休養室として使用する。簡易ベッド 1 台と介護者 1 名が利用できる 10 m²程度の広さとすること。

オ 倉庫

- (a) 保育室から直接備品を出し入れできる配置とすること。
- (b) 保育室で使用する備品を収納するため 10 m²程度の広さとすること。

カ トイレ

- (a) 乾式トイレとし、男女別に設けること（女子は大便秘器 8 個、男子は大便秘器 4 個、小便器 8 個、オストメイト付きだれでもトイレ 2 ヶ所）。

キ 玄関

- (a) 学童保育室専用の玄関とする。
- (b) 230 名分程度の靴箱を設置すること（1 足ごとの仕切りは不要）。また大人数での出入りを考慮し、ゆとりあるスペースを確保すること。
- (c) 玄関前には庇及び屋外照明を設けること。
- (d) 保育室までに段差が生じる場合は、スロープ及び手摺等を設け、バリアフリーとすること。

⑧ 屋外付帯施設

ア ゴミ置き場

- (a) 新校舎とは別棟とすること。
- (b) ゴミ置き場内にゴミ保管用の棚及び地流しを設けること。
- (c) ゴミの出し入れが容易にできるよう、扉の間口は広く確保すること。
- (d) 出入口には庇を設けること。

イ 屋外倉庫

- (a) 校庭で使用する用具を収納することを想定した配置とすること
- (b) 大型備品の出し入れも容易にできるよう、扉の間口は広く確保すること。
- (c) 出入口には庇を設けること。
- (d) 石灰庫を用具収納とは別に設けること。また庫内は小中別々に設けること。

⑨ 外構・校庭

ア 出入口

- (a) 西側道路に面して児童・生徒用の登下校門、車両出入口門、校庭出入口門を設けること。また、東側道路に面して自転車出入口門、児童・生徒用の登下校門を設けること。南北の接道箇所にも各1ヶ所通用門を設けること。
- (b) 各門に学校名のサイン（小学校・中学校とも）を設置すること。また、各門の近傍に案内サインを設置すること。

イ 駐車場・駐輪場

- (a) 職員・来客用の駐車場を75台分以上設けること。また、障がい者に配慮した駐車場（青色駐車場）を設けること。
- (b) 中学校生徒用の屋根付き駐輪場を40台分設けること。
- (c) 夜間照明を設けること。
- (d) 駐車場・駐輪場が近隣に面する場合は近隣への騒音対策を施すこと。

ウ 校庭等

- (a) 校庭は小中一体とする。ただし、小中の同時授業が可能なように200mトラックは2つ配置すること。また、野球用のバックネットを設けること。
- (b) 校庭のほか、小学校の遊具スペース（鉄棒、雲梯、ブランコ、ジャングルジム、滑り台）、学級菜園（小学校6学年と特別支援学級用）、理科菜園、低学年の遊び場、テニスコート、飼育小屋を設けること。校庭とその他のスペースの間には安全のため防球ネットを設けること。なお、学級菜園と理科菜園は1階設置が望ましいが、屋上設置も可とする。
- (c) 校庭外周の防球ネットは中学生の野球利用を考慮し12m程度とすること。
- (d) テニスコートは四周を防球ネットで囲むこと。高さは4m程度とすること。
- (e) 校庭から視認できる位置に時計を設けること。
- (f) 現在と同様に校庭を雨水貯留施設とする。事業予定地（蒲生）の流域貯留施設貯留量と同等量の雨水貯留施設及び500 m³/ha（現在の流域貯留施設流域面積外を対象とした面積）の雨水流出抑制施設を整備すること。現在の貯留量及び流域面積範囲は「【(仮称) 蒲生学園】資料14 流域貯留施設図面」を参照すること。
- (g) 雨水貯留のため外構舗装と校庭に段差ができることを想定している。バリアフリーやメンテナンス車両のためのスロープをそれぞれ適切に設けること。また、段差部分の階段・スロープは校庭が地盤沈下した場合も考慮して土中に予備の階段・スロープを設けること。
- (h) 既存樹木は極力保存するものとし、保存樹木については「【(仮称) 蒲生学園】資料11 記念碑・記念樹等の移設・移植対象リスト」を参照すること。なお、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく緑化計画書及び「越谷市ま

ちの整備に関する条例」第 50 条に基づく、緑化施設整備計画の提出が必要となるため、既存樹木で申請面積が不足する場合は適切に植栽を行うこと。新たに設ける植栽はメンテナンス性を考慮して樹種を選定すること。また、植栽管理用の水栓を適切に設けること。

- (i) 校庭には砂場（小中各 1 ヶ所）、掲揚ポール 4 本、屋外用コンセント、スプリンクラー（校庭散水設備）、手洗い流し及び地流し（合計 6 口程度）を設けること。なお、スプリンクラーは児童・生徒のつまずき防止に配慮した仕様とすること。
- (j) 敷地内の舗装はすべて撤去・再整備とし、校庭の舗装は砂の飛散防止を考慮して選定すること。また、校庭が近隣（道路含む）に面する箇所には防砂ネットを設置すること。
- (k) 昇降口や各玄関前及びそれらから登下校門までの動線、屋外付帯施設の出入口、校庭に面する新校舎外壁面には夜間照明を設けること。
- (l) 敷地外周のフェンスはすべて撤去・再整備とすること。

⑩ その他

ア 既存屋内運動場（改修）

- (a) アリーナに空調設備を設置すること。なお、空調設備には防護柵を設けるなど、ボール等の衝突による破損を防止するよう配慮すること。
- (b) アリーナ及びステージ照明を LED（調光機能付き）に更新すること。
- (c) 設備インフラの盛替え、その他、新校舎等を建設するうえで必要となる既存施設の改修は本事業に含むこととする。
- (d) 上記の改修工事を行う期間以外は新校舎建設中も既存屋内運動場を学校が利用できる計画とすること。また、改修工事は長期休暇中とするなど、極力学校運営に影響が出ないよう工事工程を工夫すること。